

尾張旭市選挙管理委員会（平成30年第7回）会議録

- 1 開催日時
平成30年12月27日（木）
開会 午前9時30分
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 301会議室
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、
竹内耕平
- 7 議事
第20号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」
第21号議案「選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を
行う日の決定について」
第22号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」
第23号議案「投票用紙の決定について」
第24号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」
第25号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について」
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから平成30年第7回の選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、在外選挙人の名簿関係及び尾張旭市長選挙関係の議案、計6件でございます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
-----	---

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第4回、第5回の会議録につきまして、出席委員へ前回の会議で配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは第4回、第5回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第20号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第20号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の12月3日時点の登録者数、今回、12月27日現在の登録</p>

	<p>者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回1名の方が減りますので、36名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案は可決されました。</p> <p>次からは、市長選関係の議案に移ります。</p> <p>第21号議案「選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日の決定について」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第21号議案「選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第22条第3項の規定に</p>

	<p>より、市の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならないとされております。</p> <p>今回の尾張旭市長選挙に関する事務を管理するのは、本選挙管理委員会のため、この選挙人名簿の登録にあたり、基準日を平成31年1月26日、ただし年齢につきましては2月3日、登録日を1月26日と定めようとするものでございます。</p> <p>第21号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第21号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第21号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第21号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第22号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では、第 2 2 号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 8 項の規定により設置するポスター掲示場の区画数について、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場に関する規程第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、6 区画と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、掲示場の形態は、規程で 2 段と 3 段の形が様式で定められており、それらに準じて設置すると規定しておりますので、今回は 2 段のものとし、上段右端を「1」とし下段へ「2」と、次いで左へ上段から下段に番号を付し、6 番までを配列するものでございます。</p> <p>第 2 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 2 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 2 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第 2 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 2 3 号議案「投票用紙の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では第 2 3 号議案「投票用紙の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 4 5 条第 2 項の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとなっており、尾張旭市公職選挙管理規程においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において投票用紙の色及び様式の調製方法については選挙の都度、選挙管理委員会において定めると規定されておりますので、平成 3 1 年 2 月 3 日執行の尾張旭市長選挙において、点字投票によらない投票用紙の色をクリームと定め、様式を下図のとおり片面印刷によるものとするものでございます。併せて、点字投票による投票用紙の色をあさぎと定め、様式を議案裏面の図のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第 2 3 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 2 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 2 3 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 4 号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第 2 4 号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 4 2 条第 7 項の規定により、選挙運動のために使用するビラには当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、証紙をはらなければ頒布できないとされており、また尾張旭市公職選挙管理規程により、地紋は選挙の都度、選挙管理委員会で定めることとされております。このため選挙運動用ビラ証紙の地紋を下図のとおり、色を緑色に定めようとするものでございます。</p> <p>第 2 4 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 2 4 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第24号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第24号議案は可決されました。 続きまして、第25号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について」、事務局から説明願います。
事務局	<p>それでは第25号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第201条の11第4項の規定により、確認団体の政治活動用ポスターは、市長の選挙について市の選挙管理委員会が定めるところにより検印を受けるか、選管が交付する証紙を貼らなければ掲示することができないとなっております。また尾張旭市公職選挙管理規程で、選挙管理委員会が交付する証紙についての様式が規定されており、地紋は選挙の都度選挙管理委員会で定めることとされております。</p> <p>従いまして今回の尾張旭市長選挙における政治活動用ポスター証紙の地紋を、下図のとおり定め、地紋の色を青色と定めようとするものでございます。</p>

	第25号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第25号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第25号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第25号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	<p>○日本労働組合総連合会愛知県連合会からの要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19回統一地方選挙及および第25回参議院議員通常選挙における投票率向上にむけた施策についての要請書を基に面会し、意見交換を実施した。 <p>○統一地方選挙に向けた啓発活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月の統一地方選挙（愛知県議会議員一般選挙、尾張旭市議会議員一般選挙）に向け、特に投票率の低い、若い世代に向けた選挙啓発について、より効果的な啓発となるよ

	<p>う、主権者教育に取り組まれている名古屋市立大学の三浦哲司准教授を訪ね、本市で今後の選挙啓発で計画している旭野高校の出前トークの開催形式などで協力してもらうように依頼した。</p> <p>○次回日程</p> <p>平成31年1月8日（火）午前10時から</p> <p>於：講堂2</p>
委員長	<p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>